

## 第 2 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 29 年 6 月 2 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 29 年 6 月 16 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 29 年 6 月 16 日 午後 2 時 13 分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
市民課長	岩下まゆみ	ほけん課長	藤田浩司
まちづくり課長	荒木仁	住環境課長	古閑政則
税務課長	藤井栄治		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

### 日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と決められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、これより順次一般質問を許します。

11 番議員、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） おはようございます。第二日目の 1 番目ということで、11 番湯浅でございます。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、私の場合はもうこの一つの問題だけですけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。現在山田小学校の現状と今後の先行統合の進め方ということについてでございますけれど、全校生徒で、今多分 33 名ですけれど、その 1 年生が何人かその現状をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。ただ今のご質問についてお答えをいたします。

現状の数ということでございますが、現在の生徒数につきましては、1 年生 4 名、2 年生 4 名、3 年生 3 名、4 年生 7 名、5 年生 2 名、6 年生 10 名、特別支援学級 3 名合計の 33 名でござ

ざいます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 1年生4名、2年生4名ということで、3年生も3名。この授業内容はどういうふうになってますでしょうか。1年生が4名ということは、昼ですか、何時間ごとにこの2年生4年生、複式学級ということでございますけど、そういうやり方はどういうふうなやり方を、授業をされていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、通常いう学級編成ということになるかと思いますが、学級編成につきましては1年生2年生が1クラス、3年生4年生が1クラス、5年生6年生が1クラス、それから特別支援学級が先ほど言いましたように3名の1クラスということで、全体4クラス構成という形での授業になっておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 1年生2年生、また3年生4年生ということですけど、これはどういうふうになりますかね、1年生を教えるときは2年生は自習とか、そういうシステムですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 通常1クラスになりますので、先生が付いて授業はしますけれども、同じ教室での指導というふうなことになります。それぞれの学年に応じた指導をやるということになりますので、どうしても中身で多少分けた指導というふうな形にはなってくるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 私から考えますと、これは子どもは半分しか授業ができてない、半分は自習のような、私はそう考えますけど、そういうふうとは違いますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 申し訳ありません。私も具体的に授業の中身を全部把握をしておりますので、授業の進め方の内容、それから各学年に応じた指導がどういう指導で授業が進められておるかについては、詳細の把握をいたしておりませんので、また後でご報告をしたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 阿南教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 私が学校にいましたので、実際複式を担当した経験がありますのでお答えをいたします。複式学級は2学級を先生が1人で教えますので、例えば国語とか算数は、一方の学年を教えるときは一方を自習計画を立ててですね、課題を与えて自習をさせて、そして一方の学年の教えますが、直間方式といいましてそれをわたって行って1時間の授業の目標を達成すると。ただ体育とか音楽あたりは、1、2年生ですと1年生の教科を1年目はそれをやって、次の年に2年生の教科を1時間でやるということで、2年間で完結するというような方式もありますので、教科によって若干違います。それから、山田小学校は支援員さんを1人入れておりますので、教科によって例えば理科の実験あたりで、絶対先生

が離せない場合はその支援員が1人付いてですね、同じ学級に2人で教えるというようなこと。あるいは教頭先生あたりが空いているときは、そういう安全性が必要なときは、教頭が空いている時間に行って、教えているというようなこともやっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 教育長ありがとうございます。我々から考えると簡単に考えますと、半分が子どもはもう自習みたいな私たちはそういうふうを受け止めます。その学力的にどうなのかというのもありますし、来年の卒業生が多分11名だと思います。簡単に引き算しますともう22名プラス今度の入学が、入学は今度何名大体予定かよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 現在把握しております山田校区内の来年度の対象児童としましては、9名を把握をいたしておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） ということは、2名弱の31名ですかね。それとこれはちょっと話、保護者とか聞いたんですけど、もうこういうふうに少ないから山田にはやらなくて内牧かどっちかにやろうかという話も出てます。そうした場合はもうこれ30名を切るんじゃないかと思えます。そういう場合はもう本当にここにありますように先行統合ですか、これを早く進めなければいけないと思えます。この先行統合に関してどういう、これは保護者なり学校、地域が率先していかなくてはいけないと思えますけど、保護者がやるか地域がやるかそして、2、3年前アンケートを採られて、山田は統合というか先行合併するのがなんか賛成が少なかったという話を聞きましたが、そのアンケートの採り方がですね、全部の生徒ではなくして6年生が出たから残りの5、4、3、2、1でアンケートを採ったというような話も聞いております。それはちょっと筋が違うんじゃないかなと。アンケートを採るならば、卒業する6年生を含めた全員からも採るようなシステムをしたほうがいいんじゃないかと思えますけど、そこ辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、今までの経過としまして一昨年度に保護者会の話がっておりますけれども、今議員が申されましたように保護者会がアンケートを実施したということで、賛成と反対、半々、若干反対が多かったというようなことで見送られた経緯がございます。アンケート等につきましては保護者会でされておりますけれども、アンケートの採り方とそれから今後につきましては、いろいろまた教育委員会としましてもいろいろそういった役員会、保護者会等には出席をし、いろいろ協議をさせていただいておりますので、そういったところも協議しながら、今後また対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 保護者会でアンケートを採るとのこと、これは100%は難しいと思います。大体その何割、半数以上とか何割とかそういう考えとかはそれはあるんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 委員会としましては、今おっしゃられましたように一つの目安ということにはなろうかと思いますが、あくまでも先行統合につきましては、保護者や地域の方々の先行統合に対する意向を踏まえた上での対応ということになりますので、具体的に過半数を超えたから何割というふうな形ではなくて、あくまでも地域、保護者と協議をしながら進めたいと考えております。割合の部分については、具体的に何割とかいうふうな形での取り決めをしておるところではございません。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 先ほど言いましたように100%は無理と思います。半分以上、それとまた地域の区長さんたちがおられますし、区長さんたちと話してみますと、区長さんもこの人数では先行統合がいいんじゃないかというような、全部は聞いておりませんが、そういう意見もあります。できますならば、この先行統合を保護者さんに相談して先行統合を進めたいと思いますし、この先行統合をするためには、学校、その保護者PTAですね、地域、これはどういう取り組みをしなくてはなりませんか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 当然、これから先行統合に対しまして、保護者とか地域の方々のご意見を伺うような場面が多くなってくるかと思えます。全体的な流れの中でそういう風な方向になれば、当然その100%ということではないかと思われまますので、教育委員会としましても、そういうふうな全体の流れになれば当然保護者会、それから区長さんあたりにお願ひし、我々も同席をする中でご理解をいただくような努力をしていくというふうな形にはなってくるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 学校はですね、やっぱり先生は学校が一つ減る、人数も減るからあんまり賛成ではないと思えますけど、地域も一緒になって先行統合に頑張ると思えますし、また保護者もですね、先行統合に向けて頑張っていたきたいと思えますけど、そういう進め方において、これいろいろ閉校とかいろいろありますけれど、経費がだいぶかかると思うんですよね。そこら辺はこれは地区でつくらなんのか、学校が用意せなんのか、市役所、市のほうから補助なんかはありますか。そこ辺のところよろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 当然先行統合ということになりますと、今までの例からいきますと、閉校式典とかいうふうないろんな部分での経費が出てきております。学校の規模とかにもよりますけれども、今までの流れでいきますと、100万円ちょっと出ておりますので、そういったふうな形での閉校式典あたり、閉校式に向けた部分での補助というふうな部分につきましては、当然流れの中で必要な年度に応じてですね、予算を計上していくという形になってくるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 今から保護者にいろいろ聞いて説明して、来年は無理かと思えます

けど、我々も努力して少しでも早く統合させたいと思いますけど。まあ、頑張っって来年、再来年ぐらいにはどうかと思います。大体、こういう話が出て何年ぐらいかかりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 先ほども言いましたけれども、地域を含めた保護者会の中で、先行統合ということの流れが加速をしていけば、早い時期にということにはなるかと思いますが、急に話がまとまってじゃあ来年できるかといいますと、学校の編成とかその他閉校式典、その他地元も含めていろいろあるかと思いますが、どんなに早くても来年というふうな形では非常に難しいところがあるかと思いますが。再来年以降という形になってくるかと思いますが、そういったところも踏まえまして当然今後保護者を中心にしてですね、いろいろ話合いの場もたれると思いますので、その進捗状況の中で具体的な年度であったり、当然先ほどのお話のような補助金の部分についても、早期にそういうふうな形であれば金額あたりを決定するというふうなことにもなるかと思いますが、具体的な年度につきましては進捗の状況を見ながらというふうなことになるかと思いますが。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 今現在は33名ですね、これが30名29名になるかわかりませんが、いきなりこれと統合するかわかりませんが、慣れみたいな形で統合先となる相手方生徒との事前交流みたいな授業なんかはありますか。交流関係か、学校の。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、当然先行統合的な流れの中で、具体的な年度等が決まってきましたなら、当然内牧小学校と山田小学校の交流ということで、授業交流であったりスポーツ交流という形での交流を前段でやっていくという流れにはなってきました。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 地域も今その先行統合に向けて、前は全然話が出ていませんでしたけど、今年になってやっぱりこういう子どもたちが減った場合、この前運動会もありましたけど、もう生徒よりも来賓が多いような形でございます。ほんとに何て言うか見てられないというような気持ちがございます。早くそれもう先行統合我々もさせたいなという、頑張っってしたいなという気持ちもあります。保護者会の皆さんとも話しまして、少しでも早くそういう話になるように頑張りたいと思いますけど、できますならば教育委員会もお力添えいただいている内容を教えていただき、どういうふうにしたら早くなるかと、そういう教えていただきたいんですけど。いろいろな問題を。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 先行統合の流れにつきましては、一昨年からいろいろと協議はされておりましたけれども、ご承知のとおり昨年が熊本地震ということで、行政も踏まえまして地元の方々も災害に追われたという状況がございまして、昨年度はそういった形での協議が全くなされておられません。今年度そういうことの話があるようでありますので、行政としましても、PTA会長それから保護者の役員さん、若しくは保護者総会、区長会あたりを

踏まえてですね、協議の場をもって積極的にそういう場をつくりながらですね、話合いの場を設けていきたいという具合に思います。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 行政と話合いをして、少しでも早く統合の話が進むようお願いしたいと思います。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） それでは、9番議員河崎徳雄君の資料がありますので、資料の配布をさせていただきます。

〔資料配布〕

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君の一般質問が終わりましたので、続きまして、9番議員河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） おはようございます。9番議員河崎でございます。通告に従って、3点ほど質問をいたします。

まず、農地の災害復旧ですけれども、農地・農業用施設等の災害復旧の進捗状況、本会議で決定をいたしました市単独の3,000万円の工事の中身、復興基金でまた900万円予算計上で本会議で決まりました。この事業の取り組み、まずは全協で入札不調と課長から説明がありましたけれども、再度災害復旧の進捗状況と今回は個人負担金というような形で被災者の負担金が発生しております。農家の方々から負担金の軽減はできんかという要望、願いをよく聞きますけれども、高いもので負担金はいくらぐらいかかっているのかを、まず、佐伯農政課長にお聞きをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきますと思います。

まず1点目に、農地災害復旧の進捗状況というご質問でございます。現在約5割程度半分程度が発注済みということでございます。全協でもご説明いたしましたとおり、うち農地が36工区のうち17工区が発注済みでございます。約47%。うち1工区が完了ということでございます。牧野関係、牧場でございますけれども、4工区に対して4工区が発注済み、うち2工区が完了ということでございます。橋梁、それからため池等につきましては、10工区中4工区が発注済みでございます、約4割。そのうち3工区が完了ということで合計で50工区のうち25工区が発注済み約5割、完了が6工区という内容でございます。現在、発注済み契約済みの工区につきましては、地権者と施工業者を交えた事業説明会を開催しておりまして、計画的に工事が進められるよう調整を行っているところでございます。入札不調になっている工区でございますけれども、地権者に工業者等にその旨を定期的に通知を行ってございます。そういった中で状況をご理解いただいているということで通知を行う等し、同時に早期発注ができるよう対策を行っているところでございます。

2点目でございます。市で行います災害復旧工事ということで約19億円でございまして、

こちらの分担金、個人負担金でございますけれども、約3,500万円程度予定をさせていただいているところでございます。その中で最高額ということでございますけれども、約30万円台ということでございます。平均で約5万円程度といったところの分担金額でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、入札状況と負担金の割合が出ましたけれども、私の計算は間違っておりました。後で申しますけれども、まずは平成24年度九州北部豪雨災害では、過年債の災害復旧を含みまして、市は単独で3億8,000万円ほどの事例があります。このことについて、被災者の負担軽減を図って被災された方々本当に喜んでおります。今回は、今課長は3,500万円と言いましたけれども、私の計算では四千何百万円になりますけれども、課長というのが正しいと思いますけれども、3,500万円を含みまして、土地改良あたりが多面的機能支払いで阿蘇土地改良で私の調べによると、3,400万円。一の宮土地改良で1,000万円を合計で私の計算では、8,000万円近くを被災者などが負担が発生しております。そういうことで、土地改良の会議にもこの前行ってみましたけれども、農家から更なる負担軽減の要望が強く出ます。そういうことで農業の災害復旧の活用で、市独自の3,000万円とか計上されましたけれども、負担軽減ということで市独自の3,000万円の取り組みを、この事業説明を再度お聞きをちょっといたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今議会のほうで過年災単独復旧工事ということで、3,000万円計上させていただいてご承認をいただいております。一応要件といたしまして対象工事でございますけれども、いくつか例を上げますと、集落内の農業用水で補助対象とならないもの、国庫補助の対象とならないものでございまして、具体的に申しますと道路の陥没箇所でございますけれども、甲賀無田でございますとか、内牧の角萬の裏手になりますでしょうか、あいった陥没箇所の農業用水の復旧。それから昨年の方の国の災害復旧の査定時に、自立、被災の状況がなかった水路等のブロックが、被災後に雨水等の浸入によって崩壊があるとそういった部分のブロックの崩壊箇所、それから集落内の用排水路の小規模なものでございますけれども。こちらにも査定に載らない部分でございまして、農振農用地区域外のため、先ほど議員おっしゃいましたとおり、多面的機能支払交付金については農振農用地区域が原則となっております。農振農用地区域外については多面的機能の活動の経費が使えないということで、そういったところで農用地区域外のそういった水路あたりの補修の対応でございます。それから度重なる余震によって、農道内の舗装道路面下の湧水がいくつか現れておりますので、そういった分の災害復旧でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 市独自のこの負担金3,000万円の事業は、市単独の事業でございまして、県とか国あたりの事業と違って市町村で判断ができると思いますので、できる限り柔軟な対応をしていただきまして、農家の負担軽減につないでいただきたいと思います。

それと、続きましてですけれども、農家の自力復旧に対する復興基金の支援制度と併せてよく聞きますけれども、作付け不能な土地支援で10a当たり2万2,000円が決定すると思

ますけれども、その説明を併せてしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。議員のほうからお配りいただいた資料でございますけれども、こちら熊日新聞の紙面上で6月の下旬に掲載されたものでございまして、こちらのペーパーでご説明いたしますと、この対象の分で農地というふうな部分で2分の1でございますけれども、こちらのほうが今議会のほうで農家の自力復旧支援事業ということで900万円予算のご承認をいただきまして、熊本県の復興基金の財源というところで事業を行うものでございます。

それから農道水路でございますけれども、こちらのほう復興基金ということで3分の2という表示がございます。こちら40万円以下の小規模な復旧の部分でございますけれども、こちら今回公共施設等の復旧支援という枠組みの中で、小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業というふうなことで、復興基金を活用したメニューが打ち出されております。こちらが先ほど申しました多面的機能支払交付金の区域以外の農振農用地区域外の災害復旧に対する農業用施設でございます。農地以外の小規模な水路・道路等の補修に充てられるというふうな事業でございます。こちらが受益者2戸以上の共同というふうなことでの申請になるかと思っておりますけれども、多面的機能支払交付金の対象外の部分でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、課長は、作付け不能の2万2,000円についての答えもお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。一応、被災者の生活支援ということで、5月に熊本県のほうで同じくこの復興基金を活用した財源とした事業の一つの部分でございます。被災者の生活支援ということで打ち出されております。一つが借地等による営農維持支援ということで、被災によって1年以上耕作ができない被災農地に対して、別の箇所にご借地によって代替地が確保できた場合について、賃借料でありますとか、機械借り上げ料のかかり増し経費を補助するというところで、10a当たり2万2,000円の補助率でございます。それから被災された農業者の方々の雇用支援ということで、JAさんの選果場でありますとか農業法人さんの農作業、刈取りであるとか田植え等の農作業に期間的に臨時的に雇用された方に対して、雇用支援ということで、月額9万7,000円の2分の1以内の雇用支援が受けられるという被災者の方々の生活支援に沿ったメニューが打ち出されているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） このような農地の復興基金の活用にしても、今言われた生活支援資金にしても、本当に復興基金のいい活用がなされたと思っておりますけれども、現場ではなかなか導入しにくいわけですね。更に県あたりに強く要望して、できる限り多く対応するようにお願いいたします。それと合わせて、この新たな農道・水路あたりが3分の2となっております。

ますけれども、これは非常に農道・水路にしてもですね、公共性の高いところだから3分の2あると思いますけれども、3分の1を負担しなければなりません。そういうことで市は3分の1の負担ができないかですね、してほしいというような要望も聞きますので、そのあたりも検討をしていただきたいと思います。農地の小災害の対応で以前の平成24年の3億8,000万円の対応については、被災した農家は役所の責任みたいで、調査漏れとか査定漏れとかいうことで話があったけれども、今回は行政もよくお知らせ端末とか知らしめは十分にされたと思いますけれども、それでもやっぱり農家の方々は知らなかったとかいう言葉も聞きます。そういうことで、災害復旧にしても私から見ても40万以上の箇所もあるやにも思います。それと震災による復旧で経営体育成支援事業ですか、阿蘇市でも多額の四十数億円の予算を組んでおりますけれども。この納屋あたりの改修についても、今になっても農家の方々が知らなかったというような声も聞きますので、私は査定漏れとか調査漏れじゃなくて、農家のあくまでも申請漏れでございます。私が判断するところによると、要件を満たす者もたくさんおられるような感じがいたしますので、要件を満たす人の対応と、また併せまして先ほども先般の議会でも質問いたしましたけれども、噴火噴石で被災した施設農家への支援を再度検討していただきたい。前回の答えは、共済制度で制度あたりを流用させて多額の支援をしたとなっておりますけれども、確かに多額の支援はっておりますけれども、共済に未加入の方も多数おられます。そういうことを併せて、噴火噴石でもそういう農業用施設あたりも何とか対応できないだろうか。昨日、私は活動火山研究防災対策事業昭和48年にできておりますけれども、これができた当時から私は宮川副市長おられますけれども、これで阿蘇の農業は施設農業に転換してきたわけです。そういうことでこの被災、災害を転機に生かさなければいけない。更なる施設、水稻農業はもちろんですけれども、やっぱり施設農家あたりの育成を図るためには、施設家計園芸農家あたりの対応もぜひ検討していただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず1点目でございます。被災農業者向けの経営体育成支援事業でございます。総額40億円を超えてございまして、約1,200件の対象者がおられます。現在も復旧、再建ということで各農家で行っていただいております。ご質問の申請漏れの方がいらっしゃるというふうな対応策というご質問だと思いますけれども、昨年発災以来、被災農業者向けの事業説明会を行いまして、お知らせ端末、広報誌等を用いまして周知を十分やらせていただいております。その中で、昨年9月末をまず阿蘇市の事業の締め切りということで設定させていただきまして、それ以外の阿蘇市外に避難されている農家の方もいらっしゃるわけでございますので、そういう方々については、年内12月末を期限ということで切らせていただいております。その後数件お問い合わせ等もいただいておりますけれども、一つそういう形で2回の締め切りを設けさせていただいておりますので、また広報あたりの周知あたりもしっかりやらせていただいたつもりでございますので、そういった中で事情をご説明いただいておりますような状況でございます。

それから二つ目の降灰対策の部分でのご質問でございますけれども、今回の爆発的噴火の

部分も含めて、平成 26 年の降灰対策ということで、19 の市町村で構成します防災営農施設整備計画という 3 年間の整備計画を定めてございます。こちらのほうに内容を計画を掲げまして、防除機械でございますとか施設整備あたりの事業を年次計画を基に実施をさせていただいております。今おっしゃいました新たな分の支援については、こういった整備計画に盛り込むような部分で対応ができますなら、そういうところで対応させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 今課長から説明があったとおりでございますけれども、農政課の職員も本当に被災者のために親切丁寧に、私も受けておりますけれども親切丁寧に説明をしておりますけれども、まだまだ一部の農家からこういう不満、要望の声も聞かれますので、噴火対策等併せて経営体育成事業あたりもぜひ検討していただきまして、課長に対する答弁は終わりますけれども。本議会で吉良部長より、経済部長から引き続き土地改良などと協議を進め、同時に県への支援も求めて、更に農家負担軽減に努めたいという答弁がありましたけれども、吉良部長の決意をお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今の件でございますが、昨年もですね、今回補助要綱に載りました件等については、県に作付け不能耕作地の直接的な支援ということでお願いして、今回のような補助が出たわけでございますが、実際、本年度の貸し借りから運用がなされるということで、非常に現状とそぐわないといえますか農家支援にちょっと足りない部分がございますので、その辺も合わせてこれまで借りてた人にもできるような申し入れを今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） もう吉良部長は結構でございます。農政課の職員、市の職員全部で被災対策については本当に尊敬をいたしますけれども、農家からすれば更に負担軽減あたりを求める声も強いので、ぜひ農地・農業施設等の災害復旧に全力を注いでいただきたいと思っております。

続きまして、通告で自主防災組織ですけれども、梅雨に入っておりますけれどもなかなか好天続きでございます。本当外輪山の亀裂とかですね、豪雨災害、土砂災害等も心配されます。そういう中に阿蘇市もやっぱり防災訓練あたりも何箇所もされております。何回ともされておりますけれども、更に防災意識、早めに命を守るために、明るいうちの早めの避難とかたくさんいろいろ対応してもらっておりますけれども、6 月 4 日の新聞で自主防災組織の活動率ということで、阿蘇市は 1% から 49% 下のほうに書いてあります。ぜひ阿蘇市も活動しているのが評価されとらんところがあるように感じますけれども、更に私は今までも自主防災組織あたりを強化してほしいと、昨日もほかの議員からもあっておりましたけれども、命を守るために自主防災組織の活動は強化してほしいということを質問しておりましたけれども、この新聞で見て下のほうに書いてあるけんですね、びっくりしたわけですね。更に区

長とか住民の力を借りて望ましい姿をここにまた新聞に書いてありますけれども、2年以内に行政に頼らず避難所運営ができるような形を目指したいと、そういうなれば職員の負担軽減にもつながります。これも昨日かおとといの熊日新聞ですね。そういうことで自主防災組織をですね、やっぱり区長あたりとか住民の力を借りて、更に強化を図っていただきたいと思いますので、総務課長の答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。自主防災組織ということでございまして、先日の新聞報道等では1から49%というような数字になっております。こちらの調査にあたりましては、総務課で回答させていただきましたのが、調査の対象が、市が行った防災訓練に参加された団体の数という形で当方は報告しております、ほかの自治体ではそれぞれの自主防災組織の意向調査、現地調査を踏まえた数字が上がってきたりということで、若干全体的な県の調査においてのずれが生じておるところでございまして、当方では平成27年度中に避難訓練を内牧の地域で開催しております、こちらに参加された行政区の数という形で数字を上げているというところがございます。お話にございましたように、やはり昨日も防災会議を行いまして、自助、共助、それから公助というような形で、やはり行政のサイドだけではですね、今議員もおっしゃられたようにマンパワーにしてもどうしても限界がございます。そこらについては地域の方々で対応していただくというようなところを、今回も防災計画の中に盛り込ませていただいているところがございます。そういった方々のやはりまずは今自主防災組織というのが112の行政区で、一番早いところは合併直後平成17年から組織をいただいております。現在112ということで、95.7%の組織が出来上がっておりますが、実際災害対応にあたりましては、活動されますが、普段において実際の活動が意識啓発等々できていないという団体さんもあられるやに聞いておるところでございます。こういったところですね、今後も啓発等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 自主防災組織の活動率ということで、避難訓練に参加された人員でこのような数字が出されたとお伺いいたしましたけれども、全くそうだろうと思っております。しかし阿蘇市はいろいろな体制づくりには積極的にやっていると申すけれども、私が思うに、前も申し上げましたけれども、南阿蘇村あたりはですね、自主避難所あたりは青の看板があります。日常的にですね。すると住民もここが避難所だなという意識、そういう啓発活動は別としても目で見えます。そういうことも必要じゃなかろうかと。それとこの前地域のふれあいサロン活動に行きましたところ、防災士のお話を聞きました。とても阿蘇市あたりも何名かおられますけれども、そういう防災士の育成あたりを図って地域住民の啓発を進めたら防災意識も高まるとじゃなかろうかと。この防災のこの稼働率ですけども、阿蘇市も古城地区を1区から7区、内牧地区をこの前狩尾地区となされましたけれども、そういう部分的な災害の箇所はもちろんですけれども、それを含んで阿蘇市全体が、やっぱり避難訓練あたりができるような体制作りも必要じゃなかろうかと思っておりますので、以上、そ

の看板と防災士の育成と、そういう阿蘇市全体を含んだそういう災害訓練あたりを提案をいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 青色の避難所の表示というようなお話でございましたが、ほかの全国的な先駆けの団体等では夜間を考慮して、蛍光塗料を使った看板等も設置されておったりとかそういった事例もございます。現在そういったことに対しての補助制度という形ができておらないわけですが、例えば宝くじのコミュニティ助成事業ですとか、そういったものを活用した対応ですとか、そういったものもちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、ふれあいサロン等での防災的な教育というようなお話もございましたが、各区長会においては、平成 25 年度から継続して自主防災組織についての研修を区長会が開催されました際に行っているところでございまして、昨年も南阿蘇村のほうに派遣されております、防災司団 k-plus という団体の代表を務められておられる方をお招きして、自主防災組織とはこういった活動を行いますよというような研修等も行わせていただいております。その中でも、特に自助行動ということが大切であるというお話も伺っております。情報については、特に自らがとりにいくということが必要であるということでございます。特に情報弱者とかいう形でございますが、今若い人たちはスマホがあつたりとか、いろいろなもので情報を仕入れるというようなことがございます。高齢の方はそういったものが取り上げられないというようなことで、こういった情報を地域のそういった避難所等でも情報共有に努めたりとか、そういった共助、そういった自主防災というような形の意識が定着していくと、そういった避難行動もまず自分がとっていくというようなこともできてくるんじゃないかということを思っております。こういったことの研修を踏まえまして防災士の育成というような形で、地域の消防団も今 74 の班がございまして、こちらと協力しながら、そういった地域の防災意識を高めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 詳しく説明がありましたけれども、更に自主防災組織を強化いたしまして、命を守る阿蘇市になっていただきたいと思っておりますので、これで自主防災については終わります。

続きまして、阿蘇いこいの村に入りますけれども、いこいの村荒木課長は、今まで初めての部署でございますけれども。まず私もいこいの村漠然と認識しておりましたけれども、今後も改めてよく内容を見ていきたいと思っておりますけれども。まずは、いこいの村を賃貸借関係で公募、募集をしておりますけれども、どういう目的でいこいの村は貸し付けになったのかをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 阿蘇いこいの村についてでございますが、当初は第三セクター検討委員会の市が持っています第三セクターを、それを民営化するべしという答申に基づいて民営化したわけでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 荒木課長、通告がまずくてすみません。まず、私も認識不足で整理をしておりませんが、今部長が言われたとおりでございまして、契約書を見ると観光振興、地域振興が目的で、いろいろな条件、温泉をつくとか三つの事項がありましたけれども、これが評価されてアグリスクエアに貸し付けが決定されたと思いますけれども、その決定した後にこの約束事項はどのくらい果たされましたか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この3点については、地震等の影響もあり実施されておられません。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、部長が地震等の影響でということは、今年は平成28年度はありますけれども、貸し付けたのはいつですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 貸し付けた時点では、地震は起こっておりませんので貸し付けた時点のあれはありませんが、その後6次化産業で農水省の事業でやられておりましたが、それも地震により中止になっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 観光振興と地域振興と雇用を守るということも聞いております。そういうことで地震は別ですよ、それまでにどれだけ実行されましたか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 実行という面におきましては、今議員がおっしゃいました3つの要件については実施がなされておられませんし、雇用につきましては、当初いこいの村から引継いだ方々については退職されたようでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 雇用について、吉良部長も前任者もそうですけれども、アグリスクエア側からは解雇はしていないと。しかし、解雇をしたのと同然です。そういうことで、更に今まで全協あたりで説明聞いておりますけれども、現在はこの前色々聞いておりますけれども、どのようになっているわけですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 現在は、平成27年だったと思いますけど、6次化産業を申請されて、それを実施されるところで新しい雇用というか、そこを進める方々も雇い入れられて実施の運びとなっておりましたが、地震により中止になっております。その新しい法人も解散しております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 以前、このいこいの村の質問は、私は毎回いこいの村は質問しておりますけれども、前回の答えで営業再開に必要な備品は処分しておられませんと聞いております。議事録もちゃんとあります。営業再開に必要な備品とは、どのようなものを指すわけで

すか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当然、ホテル、レストラン等が営業できるような什器等のものでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） レストランの施設はもちろんですけれども、備品についてはどのようなものがありますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 備品につきましては、当初、財団法人阿蘇いこいの村からアグリスクエアに移行した時点でお買い上げいただいております、その分は全部アグリ資産になっております。その部分で現在も、この間全協でお話ししたとおり、6月の7日の日に備品は片付けるということでございましたが、ちょっとそこもできていない状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 備品について尋ねると、旧財団のとき譲渡したんだから、もう行政側は関係ない。極端に言えばですよ、言葉は聞いたんですけれども、アグリスクエアが煮て食おうと焼いて食おうと行政は関知するところではないという言葉も聞いております。そうすることで公の施設がこれだけ廃墟状態になったのを、行政はどのような責任を感じておりますか。阿蘇市はこれで、あのあたり黒川地区の何かグランドゴルフ場を1,500万円投資したり、今の時期はお客さんも多かったわけですよ。あじさい祭りとかあってお客も大変来ておりました。ぜひ、どのように行政は、私は以前この約束違反、契約書・協定書違反、私が見る限り違反です。違反だから行政も相手の出方を待つじゃなくてですね、相手を法的措置で対応したらいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その件につきましては、ただ今市の顧問弁護士と相手もアグリというか、相手方も弁護士を立てておりますので、こちらも弁護士を立てて、専門家の専門的知識が必要でございますので、弁護士間で話を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） そういう専門的な弁護士間ということは、もう何年と経ちます。もう個人の財産だったら明らかにやっぱり法的な争いの場になっておると思います。そういう水面下じゃなくて、やっぱりもうここは法的に市も対応して、貸し付け責任等も発生するやにも思います。そういうことですね、重大な決意で対処をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 最終的には、法的な今おっしゃったようなことになると思います、その今準備段階ということで、こちらの向こうからの要望に対して、こちらはそれに対する法的措置も、もう既に現在も法的措置には入っていると認識しております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今後はどうするかですけれども、今での過程の中でテニスコート。観覧席みたいですが、私から見れば土砂置き場に等しいわけです。あれの申し込みでアグリスクエア側からああいう観覧席をつくりたいという申し入れは、正式な文書であってどのような行政と協議なされてあのような状態にしたのかをまずはお聞きいたします。

それと重ねてですけれども、現況復帰についてどのようなことを申し入れているのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当施設の土砂につきましては、基本的に文書での申し入れはなかったとっております。それと現況につきましては、現況復旧すなわち廃土の申し入れをしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） すみません、今のテニスコートの観覧席の整備については、アグリスクエアのほうから文書で提出がなされております。それにつきましては、阿蘇市から回答という形であくまでも管理運営の負担で実施してくださいということと、現況復旧については必ず現況回復を求められた際は、速やかに管理運営者の費用負担により現状に復旧することという形での条件をした状態で回答している状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 初歩的な質問ですけれども、この賃貸借関係については、この期間は平成25年10月1日から平成35年9月30日までと基本的にはなっておりますけれども、現在の貸借関係はどのような状態になってるわけですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今の状況につきましては、昨年の9月段階で合意解約ということで、賃貸借については今解約をしているという状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君に申し上げます。時間がありませんのでまとめてください。

○9番（河崎徳雄君） まだ合意解約は成立はしとらんわけですね。そこで、昨日谷崎議員からも質問がありましたけれども、今後どうするかということで部長のほうから今適当な改定の申出は来ていないということでございました。昨日も一般質問でありましたけれども、こういう阿蘇観光は冷えきっております、アクセス問題等とも含んでですね。しかし、ひのくに会館の有効利用とかありましたけれども、はな阿蘇美も頑張っておりますけれども、いこいの村も市単独で玄海竜二の芝居小屋みたいなやつが南阿蘇村も閉鎖しておりますので、ぜひ、阿蘇いこいの村を何か市単独で営業を検討したらいかがでしょうか。それをお尋ねいたします。そして、終わりにしたいと思います。荒木課長、申出が迷惑かけてすみませんでした。

○議長（藏原博敏君） 最後の答弁をお願いします。まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 回答いたします。先ほどの契約の件ですが、合意解約をしておりますので、契約はもう終わっている状況でございます。最後のほうの高齢者関係の

利用関係については、関係機関いろいろ検討しまして、今後の方針については決めていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 9 番議員、河崎徳雄君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

2 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） お疲れ様です。2 番議員、日本共産党、竹原祐一です。一般質問通告要旨に従い、一般質問を行いたいと考えております。

まず一つ目、国民健康保険の都道府県化についての質問です。まず、どのように国保が変化するのか、そして事業主は県になるのか、そして運営主体が県になれば、国保税の負担は上がるのかという問題です。上がるとすれば1世帯当たりどのような保険料になるのでしょうか。ご回答お願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

この国民健康保険会計につきましては、2年前の平成27年の5月に国民健康保険法が改正されました。これに基づきまして、国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。従いまして、市町村ごとの国民健康保健事業費納付金を県が決定することになります。県が示す保険料につきましては、市町村は保険税をこれまでどおり賦課徴収し、都道府県に納付金として納めることに見直されました。従いまして、国保財政につきましては、入りと出を管理するために、県にも国保特別会計が設置されることとなります。県は所得総額、被保険者数等を用いまして、市町村が納める納付金額これについての標準的な保険料率というものを市町村ごとに算定して、市町村に提示するという形になります。市町村では、県が提示する標準保険料率に基づきまして、それぞれの自治体で保険料率を決定し賦課徴収、そして県に納付金として納めることとなります。ちなみに、資格管理とか保険給付とか、あと保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等につきましては、これまでどおり市町村で行うこととなります。そういった事務事業につきましては、県下統一化されることとなりますが、保険料につきましては、今回の法改正で統一ということがなかなか難しいと。この原因につきましては、県内の自治体間の医療費水準、これが大きく違っております。最も高い市町村と最も低い市町村で約2倍の水準差があります。医療費水準に格差があるまま統一保険料率を用いますと、非常に市町村における医療費の適正化、保険事業のインセンティブ等が弱まることとなりますので、全体の医療費が増えることになりかねま

せん。従いまして、当面は各町村の医療費水準に応じて保険料率が示されることとなります。阿蘇市におきましては、ご存知のとおり平成 21 年度以降、単年度収支が赤字でございます。国保特会の現在の財政状況及び阿蘇市の医療費水準を考慮すれば、予想される県が示してくる納付金、保険料の提示額につきましては、現行保険料では不足することは明らかであります。現時点ですでに足りておりませんので。従いまして、保険料自体は上げざるを得ないというような現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） ということであれば、県からの医療費水準や所得水準を調整した納付金額は算定されているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 現時点で、平成 28 年度、平成 29 年度ベースで一応の試算は行っております。ただし、これについては細かな係数とか事務経費とかもろもろの基準がまだ定まっております。これらにつきましては、10 月頃に国から仮係数という形でお示しいただくことになっております。確定計数につきましては、12 月末頃になるというふうに予定されております。年明けて 1 月に正式に納付金という形で市町村に示されることとなります。現時点での試算というのは、あくまでも参考資料といった形で示されておりますが、一応現時点では、2 割程度は保険料率が上がるのではなかろうかと、そういったことも想定しておく必要があるというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 割上がるということなんですけれど。ということであれば、今の阿蘇市の 1 世帯当たりの保険料、大体おいくらでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 保険料につきましては、一応平成 27 年度のデータといたしまして、1 人当たり 9 万 6,494 円ということになっております。世帯当たりとしましては、およそ被保険者数が今 7,700 人、それにあと世帯数としては 4,600 世帯等々を勘案しますと、1.7 から 1.8 倍という形になりますので、1 人当たり 9 万 6,000 円ですので 1 世帯平均 17 万円ぐらいという形になると思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） ということであれば、2 割上がるということは 20 万円超えるわけですね。そして、この平均保険税の世帯の所得金額はおいくらでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ちょっと手持ちの資料がございませんので、恐らく 1 世帯当たり確か 52、3 万円ぐらいだったと記憶しております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） すみませんが、所得金額です。県でも平均で 135 万円あったと思うんですけど。200 万円ぐらいのはずなんですけどね。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 正確な数字は、後ほどまた調べてから、申し訳ありません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 例えば、平均世帯の年収が、所得が200万円であれば、その10分の1これが保険料に消えると。それは正直言うて払えんでしょう。それと同時に、この納付金が決めた場合、100%県に納めなくてはならない状態です。もしこれ90%しか納付金が集まらなかった場合、どのような対処をとられるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。阿蘇市の方々ですね、1人当たりの医療費が39万円ほどかかっておられます。それに対する保険料収入が1人当たり9万6,000円ということで、その他につきましては、国、県、市の負担金等で賄っている状況でございます。基本的にはあくまでも特別会計被保険者で、それらの支出を賄う必要があるという形になります。これまで税率改正については、2年前一度税率改正させていただきました。当時の税率改正につきましても、極端な増額というのは非常に市民の生活に影響が大きいという形で、必要額より抑えた形で改正させていただいた経緯がございます。これまで基金とか繰越金あたりで何とか運営を保ってきましたけれども、今年になりますと平成28年度決算でも非常に歳出超過も懸念されたところがございます。なんとか収支のバランスをとりたいところであり、原則として国保会計の中で必要な額については100%賄えるよう財源確保したいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私が質問したのが、原則は払うのは当然です。しかしその納付金が市民から納められた税金が足りなかった場合、差額の納付金はどのような対処をされるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 仮に、不足するというようなことになりますならば、これは原則には反するんですけれども、例えば一般会計からの支援をいただくというようなことも最終的にはいろいろ問題はありますが、一応そこあたりまでも考慮する必要があるのかなというふうには感じております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、一般会計からの繰り入れもあるということですね。そして、今現在の国保税の納入率、これは何%でしょうか。平成28年度でも平成27年度でも結構です。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 失礼いたします。ただ今の質問にお答えいたします。保険税の徴収率ということで、平成28年度ということで現年度分が収納率が92.42%、それから滞納繰り越し分が27.01%ということで、全体では収納率が76.72%という現状になっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そういうことであれば、残りの24%ですね、金額的にはおいくらに

なるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 全体的に2億4,000万円ほどになります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） これは2億4,000万円のお金、一般財政からの繰り入れ、これは可能でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 先ほどほけん課長が申しましたとおり、今後の国保の運営次第では一般会計からの繰り入れも必要といいますか、考えなければならない。これは私が財政課長時代から話はおつておりました。たまたま平成28年度は単年度は赤字でしたけれども、通年では赤字を回避できたという形で繰り出しを行っておりません。ただ、まず被保険者数が減っている、高齢者が多いと低所得者層が多いということで、国保会計自体の財政の基盤自体は非常に弱っております。先ほど課長が言いましたよう7,000名から8,000名ですけども、社会保険を脱退した方、会社を辞めた方は後期高齢に入るまでの間国保に加入する形になりますので、そう考えますと全体的な市民の方が利用する保険ということで、一般会計の繰り出しという協議を、今引き続き財政課と協議はしております。ただ、すべてを繰り出しで賄うというのは、やはり問題があると思います。そこを考えますと、若干の保険料の引き上げというのは致し方ないというふうに考えます。ただ、その引き上げ幅をどのレベルに抑えるか。こういうものは今後国保運営協議会の中で諮っていただくという形になります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今の答弁を聞きまして、国保税の値上げ幅ですね。結局20%以上の値上げ幅になるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 20%以上の引き上げ幅になるというんじゃなくて、それぐらいの引き上げ幅でないと納付金が確保できない、確保するためにはそのくらいが必要というだけであつて、実際それだけを引き上げるということは避けたいというふうに思っております。それが先ほどから言っているように、若干の引き上げと一般会計からの繰り入れを協議しているということでございますので、今の段階では保険料の引上げ率も決まっておられませんので、じゃあ一般会計からいくら出す、保険税からどこ追加するということはですね、今の段階では申し上げられません。ただし、一般会計からの繰り入れについては協議を行つておるといふことです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、一般会計から保険財政のほうに繰り入れを行つてもらつと、そういう形で私は理解をさせていただきます。ということであるんですけど、実際納付金が100%、保険税収が70%、例えば20%はまあ一般財政からの繰り入れで行つたと。そしたら残りの10%ですね、残りの10%は県に納める納付金が足りないと。その場合考えられるのは、保険税率を10%確保するために税率をちょっと上げると、そういう可能性は

というんですかね、そういう場面はないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 現時点では、ないというふうには言いきれない部分もあります。というのがですね、保険税が確定しますのは、国保連の協議会を踏まえてからになりますので実際8月ぐらいになります。それと保険税の徴収率が確定しますのは、来年度の現時点、今ぐらいですね5月の末です。従いまして、その確定した後というのは次の金額の納付金になりますので、そこ辺についてはなかなか判断がしづらいというふうに思います。ただ、ほけん課、税務課、財政課三者協議の中で、ある程度来年、再来年の長期的視野に立った保険料の見込みというのは計算しながら対応できるように。もちろん県に納める金額は、示された金額を納付する必要がありますので、それはどんな形であれ確保するということです。だから、どんな形であれというのは、一般会計からだろうが保険料からだろうが、阿蘇市としては納付金を確保するというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 意味はわかりました。基本的には100%納付金を阿蘇市としては確保していくと。それが保険税の値上げ、そして一般財政からの繰り入れ、そういう形はあれど一応納付金100%は確保するということですね。ということであれば、現実払えない人、その人に対しては現在徴収の内容ですね、具体的に短期保険証の発行とか、資格証の発行、そういう形で対応されておられると思いますけど、以前市役所の前で、競売にかかった差し押さえられた車が展示してありましたんで、そういう形で差し押さえも考えてやっていくのかということ。これ市民の皆さんは保険に入らなきゃいけないという国民簡易保険という制度がありますね。しかし、あまりにも高すぎて保険料が払えない。これが現実ですね。200万円の所得で保険税が10分の1、これはあまりにも大きすぎます。それ以上の金額になります。その辺の徴収に対しどのような対応をしていくのか、どの辺をちょっと質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 今後の徴収体制ということで、現在徴収、県になった後も今の状況も徴収の方法は変わりません。私たちの税務課で懸念してる分は、その徴収率が上がることによって滞納者が増えるんじゃないかという懸念は実際あります。平成28年度の滞納者数でございますが、930人というふうになっておりますので、これが1,000人、2,000人ということになれば、徴収にも職員も限られておりますので、その被保険者の方々から徴収に対して、そういう相談とかいつでもそういう窓口は開いておりますので相談してもらおうとよいかと思っております。一遍には払えないという方に対しては誓約書をとって、計画的に払っていただくというような相談の部分もできますので、今後そんなに変わってですね厳しくなったりとか、そういう今の状態で私たち徴収はやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであればですね、丁寧な納税相談を受け付けてくれると、納得するような納税方法を市の皆さんと考えていただけると、そういうふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 常日頃からきめ細かな相談に努めております。相談もそれぞれありますけども、滞納者の方に対して親身になって相談には載っていきたいと思っております。それで医療費等の保険証がない場合についても、重症化をしないようにそういう場合についても医療機関にまず受診していただくように、私たちのほうからもしておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ありがとうございます。くれぐれも市民に対し無理な課税を行わないようにお願いしたいと思います。そして、すみません、ちょっとよろしいですか。国民健康保険というのは、すべての国民型の医療保険に加入できない場合には、入ることができるという制度です。医療のセーフティネットです、そして熊本県の加入世帯は、無職が43%、次に多いのは労働者35%この2つで8割近くなります。世帯所得は平均が138万円。加入者世帯の大部分は無職とワーキングプアに占められ、保険料はあまりにも高額です。支払いたくても支払えない、滞納や差し押え、受診抑制、健康悪化など深刻な問題を引き起こしています。ここで考えなければならないのは、最大の問題は高すぎて払えない国保税をどうするかということ、これについて何ら解決策は示されていません。その中で、ほけん課にお聞きします。ほけん課としてこの高すぎる保険料、どのような対処を考えておられるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） その前に先ほどですね、所得、被保険者の。これは県の年報からなんですけど、被保険者1人当たりの所得につきましては52万4,983円と1人当たりの数字でございました。世帯に換算すると80万円ほどということになります。その分保険税上昇幅がそのまま添加されるというわけでもございません。ご承知のとおり軽減措置というのがございますので、例えば、年金所得のみの場合120万円までは所得はゼロというふうに変換されますので、そういった方々につきましては、均等割、平等割が7割軽減されるということになります。7割、5割、2割という所得に応じて軽減措置というものも設けられておりますので、すべて保険税率が上がった分が、そのまま低所得者の方々に乗っかっていくということではございません。議員おっしゃったとおり、高齢者の方々が多ございますので、被保険者数の半分以上は60歳以上ということ、それと軽減世帯から4,600世帯のうちその3分の2はそういった軽減措置を受けられますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。あくまでも国保会計につきましては、被保険者全体で支えるものという原則がございますので、これはやはり収入増につきましては、税務課長も申し上げましたとおり徴収率の増収、それと医療費水準を下げるという取り組みを引き続き行っていきながら、保険料の抑制を達成したいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私、今の国保税が高すぎるからそれを下げるために、ほけん課としてどのような考え方があるのかお聞きしたかったんですけど。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 国保支出の大部分を占めますのが保険給付費ですので、やはり市民の方々お一人お一人が健康であり続ければ医療費もかからないという⇔ことになりま  
すので、これまでの取り組み、特定健診の受診率向上あるいは保険事業の充実、そういった  
形で市民の皆さんが健康な体を維持する、そういった取り組みを通じて保険税の抑制という  
ことにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ぜひとも、住民の立場に立ち、そして命を守る自治体としての存在  
意義を堅持することを要望し、この質問については終わります。

それでは次の質問に移ります。また時間がちょっと足りませんが。一般質問の3と4  
については省くかもしれませんがよろしくお願ひします。全国の自治体より1年前の震災  
により子どもの貧困化調査が実施されましたが、熊本県では1年遅れ、今年実施が予定をさ  
れています。そもそもこの調査は平成25年子どもの貧困対策に推進に関する法律の制定から  
3年が経過し、具体的にどのような施策が実施されているのかということを検証するもので  
す。実際この調査の具体的内容そして期間、その2つを質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。今回の調査につきましては、県が行うものでご  
ざいます。子どもの貧困に関する社会的な注目、関心が高まり続けている中に、県では効果  
的な対策を進めるため、貧困状態と言われる子どもの現状等を把握するというところで行われ  
ております。調査の対象としては、小学5年生の子どもさんと保護者の方、それから中学生  
では2年生の子どもと保護者の方ということで、期間については今既に配布をしております。  
6月12日に済んでおりますが、回答が子どもさんの家庭から学校に提出されるのは7月12  
日ということで期間を設けております。今回はやはり回収率を上げるということで、教育委  
員会にお願ひしまして、学校を通じて調査を行うというものでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今回の子どもの貧困の調査、この調査結果をネットで見えていまし  
たら、施策実施例の中で、小学校、中学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣という項目  
が、これも子ども支援の貧困化対策の一環で出されていると。ですから阿蘇市も現実一昨年  
より、そういう形で子どもの貧困化対策の一環として補助金を利用していると。この調査と  
同時に施策ですね、具体的にこれいろいろ見たんですけど、なかなかわかりづらいよう  
な中身なんで、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） この法律は平成25年の6月に国が定めまして、その意向に国が  
大綱を定めたということで、事業的には国が打ち出した事業が当然でございます。この中を見  
てみますと、ひとり親世帯の支援とか当然国からの指導で、市町村がそれに則って事業をし  
てますので、要は国が今既存の制度を充実させるといった項目で既にやっておりますので、  
今回のアンケート調査については、県が独自にアンケート調査して県としてどういったこと  
を今後やっていくかをこれから決めるということだと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この調査の項目の中で、生活の支援そして保護者に対する就労の支援、経済的支援に関する調査項目の中で対策調査事例を見てみますと、ひとり親世帯の子どもの食に対する支援、これも結構多いと思います。例えば事例として、鳥取県では平成28年の子どもの未来応援団ネットワークという事業で、子ども食堂や子どもの居場所づくり事業をした団体に対し、年間30万円の補助金を出すということをやっています。今回調査結果が出るわけなんですけれど、どのような形でひとり親世帯の子どもたちに対する支援を阿蘇市では考えておられるのかお聞き願います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今のご質問ですけど、ひとり親の世帯については当然やはり母子家庭は特にですけど、やっぱり非正規雇用等があって貧困の可能性に陥るとするのは当然あると思います。そういった形でひとり親の支援については、国の制度に則って広く手厚くされているというふうに思います。市としても独自ということですが、なかなか貧困の定義というのがありまして、やはり国が言っている貧困というのはあくまでも所得に応じてですけど、やはりなかなか貧困と言っても所得だけの問題ではありません、子どもの貧困というのはいろんなパターンがございますので、そういった形でやはり貧困というのをどう判断して、市が行政として動けるのかというのがなかなか厳しい部分があると思います。先ほどの子ども食堂についても、建前上は非常に子どもさんが満足な食事が取られない方を支援するということではありますが、じゃあ果たしてそこに子どもさんが行けるのかといったら、なかなか行きにくい部分もあります。そういった部分もありますので、市としては今回の調査をやはりとって、まず状況を把握する。そして県の動きも見ながら市としては考えていきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。この調査の結果をほんまに真摯に受け止めてですね、貧困世帯の子どもたちに対しての支援をよろしくお願ひしたいと思いますけれど。この貧困世帯の子どもたちの問題の中で食という問題ですね、これに対して一つの調査事例があります。新潟県の新潟県立大学の村山教授が、次のような調査をしました。給食のある東日本の4県6市町村で小学校5年生1,447人を対象に調査を行い、4日間の給食の記録を、そして食事の記録を付けてもらい、保護者にも質問をし、年収の回答のあった924人、収入の少ない貧困基準以下の子どもがそのうち158人、貧困基準より上の子どもが766人。この2つに分け、調査分析を行いました。その結果貧困基準以下の子どもは、朝食を毎日食べていない子どもが多く、特に休日は約3割の子どもが食べていないと。また摂取量を分析すると給食のある平日は差が少なく、この差が少ないというのは貧困世帯以外の生徒、そして貧困世帯と言われる生徒、この差が少なく休日には差が開く。つまり貧困世帯の子どもたちは食事が満足にとれていない、こういう事態をこの調査結果の中で明らかにしています。家庭環境による栄養格差を縮めるこの意味は、食育という面からでも学校給食は重要な役割を持っていると思います。そこで提案をしたいんですけど、今現在学校給食、食費の負担を行っています

が、この学校給食、完全無料化という形ではできないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。学校給食につきましては、現在小中学校9校に実施をしているところでございますが、経費の負担につきましては、学校を設置したである市町村がセンターの施設維持管理を行いまして、保護者からは食材費を負担していただいているところであります。現在小学校では1食240円、中学校では280円でございます。年間給食回数は大体190日前後になりますけれども、経費の負担につきましては、学校給食法の第11条に規定されております。先ほど言いましたとおり、給食をつくるまでの費用が市町村、食材が保護者負担というふうに法律で規定されていると。昨年県内でも一部、給食の無料化がある町村がありましたけれども、先ほど言いました食材費の会計だけでも約1億円現在阿蘇市では必要になります。確かに食育も含めまして、給食で教育をしながら取り組んでおりますけれども、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒につきましては、昨日も回答の中でありましたけれども、平成28年度実績でも小中学校で243名の子どもさん方に支援をしているところであります。これは生徒数に対しますと、約13%の方々には支援に取り組んでいるという状況でありますので、それにまた追加の1億円というのが困難な状況でありますし、国の法律がある以上本来であれば国の法改正を行って、国からの財政支援というのがないとなかなか難しい状況にあるかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 時間がもうありませんので、一応この給食の完全無料化についてはまた後日ゆっくりと質問をさせていただきたいと考えております。

そして、次に義援金の配分のあり方ですね。もともと義援金というのは災害などの被害を受けた被災者を支援するために寄せられる寄附金のこと、そして義援金は被災地の自治体に送られ、義援金配分委員会によって寄附金の100%が平等に被災者へ配分される意味を持っています。現在、この義援金の配分100%被災者に配分されていると思いませんか。ご質問をします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。義援金の今の状況については、全協でも説明したかというふうに思いますけれども、市に対して義援金をいただく分については配分委員会で決めまして、これまで説明してますとおり、県で決めてある部分に上乘せという形でやってきております。今現在残高が4,500から4,600万円あると思っておりますが、最終的には100%配分と被災者の方への支援ということで調整をしていきたいと。これについては、配分委員会の中でまた決定をしていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） いや、私が言っているのは、被災をされた方100%に配分されていきますかという。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） これにつきましては、被災されたということはもういいますと、一部損壊とか今まで言われたことかと思いますが、前回でも話をさせていただきましたが、配分委員会としては、やはり皆さん方から寄せられた善意のお金でございます。やはり被災の大きい方をやるというのが基本においてやっておりますので、なかなか一部損壊の方もいいますと、前回も説明しましたように、被害の大きかった方々の資金を減らしてまでも、一般の方にやるというのは費用対効果もありますし、やっぱりどうしても市としては、やっぱり大きかった人に支援をしていきたいということが基本にありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君、時間がありませんのでまとめてください。

○2番（竹原祐一君） はい、すみません。実際義援金を送られた方は、被災をされた市民に対し、皆さんに対し、全員配分されると思われ寄附をされたと思います。ですからこの観点に立って、義援金の配分のあり方を再度検討をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終了しました。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を午後1時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

19番議員、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手明廣です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目につきましては、阿蘇市の人口減少ということで、その人口減少に対しての維持に向けた取り組みということで、ご質問をさせていただきます。資料は財政のほうからいただいておりますけれども、平成17年に合併をいたしまして、12年間で約3,100名程度の人口減少というようなことになっております。しかし、世帯数は873戸ぐらい増加しておるわけでございますけれども、やはり一番の問題は1年間に平均すると約260名ずつぐらい減っておるというようなことでございます。当然これは全国的にまた熊本県でも一部の町村では増えておるところもありますけれども、ほとんどが減っておるというようなことだろうと思っております。その辺の根拠はどういうことであろうかと思っておりますが、財政課長の考えはいかがな考えを持っておられますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） お疲れ様です。ただ今のご質問にお答えをいたします。数字の減っている根拠ということでのご質問でございますけれども、平成28年度の1年度間の自然減の数字をまずお答えをしたいと思っております。平成28年度が出生数が200名、死亡数が393名で

ございます。このいわゆる自然減といわれる分も 193 名ほど多いのと、転入転出の差も約 240 名ほど人口が減っております。根拠といわれるとちょっと難しいところもありますが、人口の流出に歯止めがかかっていないというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 全くそのとおりだと思っております。結局、やはり平成 28 年度の 1 年間で今言われましたけれども、やはり生まれてくる子どもが少ないと、それと同時にやはり高齢で亡くられる方が多いというようなことの差もあると思っております。そういうことで人口減少の推移になっておると思っております。しかしながら、そればかりではないと私は思っております。当然、このデータを見ますとその年その年で若干変わっておりますけれども、若者の田舎離れといいますか、やはり市外に出て行くというようなこともかなり人口減になっておるのではないかと思っております。非常に人口減少にとりましては、非常に阿蘇市への打撃と、いろいろ財政的にも常に苦しくなるし、人口が減ればそれだけ今言いましたように財政も苦しくなってくるし、なんとかこれを維持していく方向性を見つけたらどうかというようなことも、私はいつも考えております。そこで、いろいろありますけれども、やはり若者をいかにここに置いとくかと。そうじゃないと老人はどうしても先もありませんし、亡くなっていかれるわけで、若者がいなくなればやっぱり人口は当然減ってきます。そしてやはり若者がおれば、当然赤ちゃんもできてくるわけです。出生率も上がってくるというようなことだろうと思っておりますので、やはり一番大切なことは、ここで働く場所を確保しなくてはならない。なかなか働く場所がないというのが今の現状。昨日も園田議員でしたか、ちょっと質問されましたけれども、やはり高校卒業で都会に出て、よそに出て、なんとかここで高校を卒業してここでストップさせるということをやらないと、人口は増えないと。増えないというよりも維持できないと思っております。そのためには企業の誘致も大切でありますし、やはり地元企業に就職してもらおうという、やっぱり高校あるいはそれぞれの家庭が地元企業に就職をさせるというのが一番だろうと思っております。なかなか地元にも企業がないから、やっぱり出て行って田舎がだんだんさびてくるというようなことでもあります。特に山付き関係は、地震、水害あらゆる面で被害が出ております。そういう流れでもどうせ阿蘇に住むなら大津方面に住んだ方がいいというような考えもおられると思います。その辺はいかがでしょうか。どれだけ流出されたかわかりますか。転出されたか。人口が減少しておるのは、先ほど老人と若者の差とありましたけれども。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今のご質問でございますけれども、単純に転入と転出の差ということでお答えをいたしたいと思っております。平成 28 年度が 241 名です。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） やっぱりこれだけ 241 名市内から出て行かれたということでもあります。そういうことで 3,115 名の方が阿蘇市の人口減ということになっております。えらい多くは申しませんが、全国的に、また先ほど言いますように、これはもう人口減は仕方ない気もしますけれども、できるだけ減少幅を少なくするかどうかというのがやっぱり一番のこ

とだろーと思ひます。そういうことで、やはり私もこれはちよつと余談になりますけれども、去年の9月に市長、経済部長と県のほうに道路関係で、県庁に陳情に行きました。そのとき企業は3社ですね、阿蘇市の企業3社も一緒に行きました。阿蘇市においては大きな会社がありますが、その会社の社員の方々が、やはりああいう被害があつたからここに来る時間帯がもう読めないと、市外から来られる人が時間帯がもう混雑して二重の峠、ミルクロードで混雑して時間が読めないと。そういうことで県に道路の問題で陳情に行きました。そのとき3社の方が言われましたのが42%が市外から通勤されておるんですね。私があるとき時企業のお偉方の人ですが、私が言いました。せつかくならですね、こういうときもありますので、地元から地元の人々を高校生でも誰でも雇ってくださいと。そうするとそういうことは心配せんでもいいですよ。約半分がオムロン、東京応化、NOKこの3社が42%市外から来るんですね。その辺が一番ですね。やはりこっちに住んでもらうてそれがいいけれど、やっぱりできるだけ人口を増やすためには、地元に住んでこちらから向こうに行く流出を少なくしなければ人口は維持していけないと思ひております。そういうことも余談でございますけれども、企業のほうに私は申し上げた経緯があります。そういう方向で一つ今後はぜひ一つ、何て言ひますか、今テレビなんかであつておりますが、お見合いの大作戦とかあつてますね、わかりますか。ああいうのも一応企画をしながらですね、ぜひやっぱり独身者も多ございませうので、できるだけ結婚して子どもをもつてこちらにおる人だから必ずこちらに住んでもらえと思ひますので、結婚すれば必ず人口はいみつてくると思ひますので、その辺の考えそういうお見合い大作戦とかそういう何か計画はありますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼いたします。そうですね今話がありましたように、こちらに残つてもらふというのが一番がと思ひております。地元で独身者の方もかなりいらつしやいます中で、そういう部分、社会福祉協議会とか農協とかでもそういう取り組みが今若干あつておりますが、なかなかマッチングしないというデータも出てきておりますので、そういう部分については関係機関とまた調整をしながら、今後やつていければと思ひております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 人口増、維持という形の中で、そういうイベントをしながら、やはり結婚したらん人がかなりおられますので、ぜひ1組でも2組でもまとまればやっぱり人口が1人2人増えてくるというようなことでございませうので、ぜひそういうイベントなんかを計画しながら、ひとつぜひ人口増に結びついていっていただきたい、そういう計画を立てていただきたいとよろしくお願ひしておきます。以上です。

次に、2番目の質問に入ります。これは平成27年の9月に一般質問をいたしました。土木の担当だろーと思ひますけれども、いろいろ前からこの計画はあつております。当初、昭和何年ごろからこの計画が始まったのかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お疲れ様です。私が旧阿蘇町役場に入りまして30年過ぎており

ます。その頃から工事があってた記憶はございます。昭和後半ですね。60年代。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 私も記憶はありませんけれども、かなり長い月日経っておるのではないかと考えております。それはどこでわかるかといいますと、この地図を配布させていただきますけれども、三野工区の三野1というところで、この下の上はもう大枠の筋ですが、下のカラーの写真の中で三野1とあります。その一部がもう私たちがやっぱり30年ぐらい前かな、その頃一応何百mかできておりました。それから全然進んでおりません。計画はたくさんありました。前向きに計画は全部ありました。この地図を見ますとよくわかりますが、全長が大体7,850mというような全長になっております。一部は手野から北坂梨までで質問しよるわけでございますけれども、一部は三野地区の一番上のほうは、もう点々はできております。少しはできております。これにつながるといふようなことでこの上の三つ目を見れば赤線でいっております。今の旧道は下で見れば赤線が旧道です。緑が新しい路線といふようなことになっておると考えております。そこで、順次質問をしてみたいと思いますが、手野の2の2一番左の下ですね。緑で丸が囲んでありますけれども、ここは一応測量または用地買収は終わっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 手野2の2につきましては、現在用地の調査は行われております。測量も終わっておりますが、ルートについてはまだ未決定ということで今ルートの選定中とお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ここは非常に民家が多ございまして、なかなか路線が決まらないという話は聞いております。平成27年に資料をいただいておりますけれども、この資料によりますと、大体平成28年度には用地買収が終わってなくてはならないということでございます。用地測量が平成27年度、用地の買収が平成28年度という計画になされているようでございます。ここは非常に難しいところございまして、今からが計画といふようなことだろうと思います。では続きまして、手野の2の1。ここはある程度ここ辺を通るだろうといふようなことで、何軒かはちょっと移転された方もおられます。ここら辺の計画は一応用地買収は平成26年、平成27年度に大体終わっておる計画ですね。しかし今どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 手野2の1につきましては、全長が1.2kmございます。現道の内牧坂梨線の古城の保育園を曲がったところあたりから、旧古閑病院の西側に行く道路になると思いますが、現在用地買収がほぼ済んでおりまして、今年度工事発注ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今年度に工事発注といふようなことで、わかりました。またこれは何年かかかるとは思いますけれども、一応工事発注ならば一安心はいたしました。続きまして

三野 1 ですね。三野 1 は下のカラーので見れば、古城のちょうどやまなみ道路の入り口から、阿蘇品の境とっております。この辺はどのようになっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 三野工区につきましては、郵便局の前あたりから昨年まで工事が継続してあっております。ルート帯の用地に関しましては、ほぼ用地買収を完了しており今年度発注すると聞いております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、課長がえらい前向きに答弁されますけれども、未だに私も通ってみますと、どこも工事もあっておりませんし、全然人影もありません。道路しよるようですね。これは三野 1 は測量は平成 25 年ですよ。すると用地買収が平成 26 年、平成 27 年度に当然終わってなくてはならない。この平成 27 年度の計画ではですね。私がいただいたこの平成 27 年の前の質問の要旨ではそうとなっております。今課長が言われましたように平成 29 年度に三野 1 は発注と。これも一安心をいたしました。それから三野 2 についてですね、これはちょうど阿蘇品から北坂梨の塩井ですかね、あそこ辺の間ですね、これは用地測量が大体平成 26 年、用地買収が平成 27 年度に大体終わってなくてはなりません。そして大体全体的な完成目標が平成 29 年度、今年もう本当なら終わらなければいけないわけです、来年の 3 月いっぱい。そこ辺はどうなっておりますか。三野 2 について。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 三野 2 につきましては、先ほどお答えしましたとおり、工事発注ということになっておりますが、少なくとも 2 箇年ぐらいはかかると考えます。工事の期間がですね。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 工事が 2 年かかるって、いつから着工して 2 年ぐらいかかりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今年度から着工でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） えらい今まで先ほど言いましたように全然工事の姿も人の面影もないし、工事しよるような場所もないわけにおいては、今年度から全体的に工事が始まると。一部じゃありますけれども始まる。私も非常に安心をいたしました。北坂梨工区においては、これは平成 27 年にもらった書類では完成目標は未定となっております。しかしながら用地測量は平成 26 年、それから用地買収が平成 27 年、平成 28 年度に大体終わってなくてはならないわけで、この辺の用地買収はどうなっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 北坂梨工区につきましては、延長が 2.2 km ございまして、豆札のほうから 3 分の 2 ぐらいの用地買収が完了しているとお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 豆札といいますとちょうど坂梨寄りですね。あれから 3 分の 2、あ

と3分の1はまだ用地交渉ができていない、難航しているというようなことだろうと思います。それはそれとして平成27年にいただいた書類では、もうこれは完成は未定というようなことになっておりますので、全体的にずっと手野から北坂梨までの道路についてお聞きをいたしました。手野の2の1から3の1、3の2、これにおいては平成29年度から工事が始まると話を聞きまして、非常に安心をいたしました。それぞれ前の議員さん、以前の旧一の宮町の議員さんたちも、一生懸命この道路は村中は非常に狭いわけですね、これをなんとか早く広めてやろうというようなことで計画を立てておりましたけれども、なかなか地権者がオッケーを出してくれないというようなことで、もう延び延びになってきました。そういうことをやっている間に水害がありまして、また去年はそういう地震がありました。非常にこの山付の方々には危険性を保っているわけです。いつも防災で雨が降ればすぐ避難してくださいという防災が流れます。みんな農協とか四季彩とか小学校とかみんな避難をすぐされます。もう上は石が引っかかったり、地割れや地震で被災しておりまして、今後は梅雨に入ります、もう入っておりますけれども、先ほど言われますように空梅雨のような時期でありますけど、昨日のおとこの国交省との立野の話でもしましたが、こういう空梅雨だから、一気に降り出したなら大雨が降りやせんかと国交省の方々も言われておりました。非常に心配をしております。やはり今現在そういうことで皆さんがこの地域の方々が、もうそれぞれここには住みきらんと、道路も何年経ってもできんから住みきらんと。もうずっと中通の片隅からずっと古城のほうは、もうみんな何軒か宮地に家建てて出ておられます。また今も宅地を求めて何人も話を聞きます。もう宅地が坪3万も5万もするわけです。それを求めて宮地のほうやらどこどこに出ておられます。やはり自分がそういう身になれば非常に危険と、1人ならもうどげんでもなりますけれども、やっぱり家族が何人かおれば子どももおれば、やはりすぐ防災でおらんでいただいたなら、すぐ避難しますという人を何人も聞きます。しかしやっぱり将来はもう住めない。避難道路も今のままになっておりませんので。ぜひ一つ、早急にやはりこれは県と協議をしながら、早く全線開通完成をするように市のほうも努力をしていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 難航しております用地買収等も、一緒に出向いたりいたしまして、説得に努めたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） いろいろ言いましたけれども、旧阿蘇町の外輪山側に住む住民も同じだと思います。それこそ山付の人たちはですね。非常に毎日毎日不安を仰ぎながら生活をされております。そういうことで私はぜひ一つ、ここ4、5年のうちには全線開通するような努力を市もしていただいて、やはりこれは県の事業でありますので、行政が市がどうのこうのではありませんけれども、県にお願いを早くして全線開通ができますように私は願っております。一言市長にお尋ねしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） この道路につきましては、ちょうど平成24年の水害のときに大きな

課題としてまた出てきたところでもあります。5年以内になんとかその全線開通ということでございますけれども、まだまだ用地買収がきちっとできていないところもあります。しかしながら聞くところによりますと、県のほうもかなりここには早くやっていたいかなければいけないということで、予算も大分今回の議会で付けておるといような話を聞きました。それと同時にもう一つ余分でありますけれども、滝室坂のトンネル化の問題についても18.5億円国交省が思い切って付けてきたと。用地買収と及び一部工事に係る費用を平成29年度にそのような予算化もしておりますので、北側ルートもそうですけれども、それとは別途こちらはこちらとしてきちっと切り分けたところで、早急にスピード感を持ってやっていただくようにということで、今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 終わりますけれども、やはり市民の方々の不安を取り除くためには、ぜひ一つ以前から計画されておりましたこの内牧坂梨線の全線開通を切に早急に開通ができますことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君の一般質問が終わりました。

続きまして、13番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋義行です。今期の定例会最後の質問者になりました。残り時間が十分ありますので、ゆっくりやりたいと思います。よろしくお願ひします。

今回の通告は、草原特区ということで過去何回も質問しております。そんなところに今日ちまたでは、国家戦略特区の加計学園問題で毎日、新聞、テレビそしてまた文書が出た出らんで国会が紛糾しております。そういった意味で非常にタイムリーな質問ではないかと思っておりますので、私は草原特区ということで質問します。過去に何回か質問して、その答弁も聞いておりますので、その答弁も踏まえてお答えを頂戴したいと思っております。まずは特区を申請した内容ですね、どういう内容で特区を申請して、またその時期はいつなのかそれをお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問にご回答いたします。特区申請につきましては、平成25年に申請をしております、特区指定を平成25年同年に受けております。内容としましては、阿蘇の草原を次世代に継承していくとともに、草原の新たな活用方法また草原とつながりがある観光スタイルの創造とそれと伴いまして、資金還流の仕組みづくりによる地域活性化という形で申請をしております。申請の主な内容としましては、草原の輪地切りや輪地焼き作業の負担軽減、観光地域のブランド確立の支援事業、交通リズム事業活性化事業の支援措置、またそういった部分に伴います第三種旅行業者の特例措置の実施に向けて申請をしておるとい状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 平成25年に申請して、平成25年には認定が下りたと。そしてその平成25年から26、27、28、今平成29年ですが、その間にどのような行動を起こされたか、

そのことをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） この間につきまして、熊本県、国等々ですね、第三種旅行業の特例措置とかいろいろな部分で申請をしまっていました。一部、第三者旅行業につきましては、特例措置ならということで一定の成果はありましたが、一番の課題でありました地元牧野組合さんが一番求めております保安林を伐採することによって、輪地切りとか輪地焼きが簡略化できて負担軽減になるという部分については、現在のところまだこの特区制度の十分な成果は出てないというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 文書を見てみますと、野焼きの作業に大きな支障が生じている場合、指定の解除について調整、検討をします。また公益上の理由がなければならぬとあるが、北外輪の草原の上の保安林は木が大きくなれば山崩れの原因になるし、また水源かん養は装置でも森林と同じくらいのかん養があるという報告がありますので、保安林の解除をぜひとも進めていただくようお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、申し入れがっておりますように、今後も進めていきたいと考えておりますが、現在の特区の指定期間というのが平成29年度まででございます。次年度に向けまして平成30年度の指定に向けて今取り組んでおるところでございます。先日、関係町村にこれまでの取り組み等々について説明を意見交換をしましたところ、特区継続に関しては、各町村とも継続をしていきたいという意向でございますので、来年度のこの内容について再度協議をいたしまして、特に今の保安林の部分については再度また強く行動していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひ、そのように進めていただきたいと思いますが、これは経済部長にお尋ねします。前回の質問でシンプルな野焼きを進めていきたいという答弁がありましたので、シンプルな野焼きについて詳しい説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） シンプルな野焼きでございますが、阿蘇の輪地きりの長さが530kmぐらいだったと思います。それを短めることが野焼きを継続すると森林管理、草原管理で一番手っ取り早い方法ではないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君

○13番（五嶋義行君） いろんな話、資料を見てみますと、非常に書類的にも大変な内容だろうと思います。そこで最後に市長にちょっとお尋ねいたしますが、やはり親分が指示を出してやっぱり方向性を決めていただかんと話も進まんと思いますので、ぜひこの保安林の解除に向けた市長の決断をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） この特区の申請になった大きな理由の一つが、今おっしゃられた保

安林の解除です。今までずっといろんなことを聞いていましたけれども、だんだんだんだん人口も少なくなってくる、かつ高齢化になってくると、このすばらしい草原それはいわゆる人を魅了する草原でもあり、かつ阿蘇人の誇りとすべき資源だと思っております。ちなみにそんなことを考えていくと将来どうなるのかすごく心配なところがありました。もう一つは、世界文化遺産を県のほうと一緒に進捗してしておりますけれども、その時の大きな一つの構成要素としても、景観ももちろんありますけれどもそれ以上に広域的にわたってその草原をいかに継続をしながら永久的に守っていくのか、そこのシステムと取り組み方というものを鮮明にしなければいけないという大きな課題があります。そうしますと先ほどのいろんな要因がありますので、そういう保安林の解除というものをやりながらよりその草原を守っていくということが大事であると思っておりますし、今まで一生懸命取り組んでまいりました。しかしながら、なかなかそれは固い岩盤でありますから、引き続いて町村が取り組む合意を得たということはすごく頼もしいし、それと同時に執念を持ってこの保安林の解除に向けてこれからもやっていかなければいけないと思っております。じゃあどのような手段があるのかというと、それだけ保安林の解除いきなりやると危険だということであれば、その危険な場所は当然危険区域でありますから、砂防の堰堤なり治山のダムなりをちゃんと手当をしながら、そこの保安林の解除に向けて思いっきりもし伐採をしなくても、相当間伐をしてそこにかん養林を植えていながらその時期を見て後解除をし、残った木々については伐採をしていくとか、いろんなことが僕は考えられると思っておりますし、そういう工夫の考えというものがあるにも今まで検討されてなかったのではないかと、だから、今までの反省を踏まえてより深くお互いに知恵を出しながら、これはやっぱり大きな課題であり阿蘇にとっては使命でもあるし、県にとってもこれは大きな課題でもあると思っておりますから、その旨頑張っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ただ今の市長の方向性が定まりましたので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。保安林はやはり50年ぐらい前に国のこれも奨励で、木を植えると補助金をやりますよということで、先人達が努力して立てた木であります。50年後には金になるなら俺たち頑張ってやろうじゃないかと木苗をかついでですね。ですから、今年寄りの人たちにやっぱし話をすると、俺どんが木苗をかうち、植えた山じゃがという話もあります。ですが今の現状をよく見てみると、この保安林は先ほどから言うように大きくなれば山崩れの原因になる。ですからせつかくこの特区制度があるうちに、何とかその草原に返す、または自然の山ですね、野焼きをしても枯れない木です。クヌギなんかは燃やしても枯れませんから。そういうふうになれば、資源かん養の目的も達成できるし、保安林解除になるかなというふうに思っております。この問題はこれで終わります。

次に、農地の災害復旧の進捗状況ということで、ほかの議員からも質問がありまして、若干重複しますが、今14工区16工区17工区で、特に陥没がひどかったところで工事があっております。先ほど発注率が50%という話を聞きましたが、その発注率、進捗はどういう状況でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今のご質問でございます。農地災害復旧 14 工区 16 工区 17 工区の発注状況でございますけれども、まず県営事業のほうからご説明させていただきます。まず 14 工区 17 工区について県営事業で現在やっております。14 工区については 28ha のエリアで現在表土はぎがほぼ終了いたしております、基盤整地、亀裂の復旧でございますけれども、に入っているような状況でございます。今後客土による基盤整地を来月 7 月頃から施工いたしまして、その後表土戻しを行っていくという工程でございます、現在全体の約 2 割の進捗とお聞きいたしております。それから 17 工区でございます。こちら 38ha のエリアの中で同じく表土剥ぎがほぼ終了いたしております、こちらも基盤整地、亀裂の復旧に取りかかっておられます。基盤整地では一部入札不調ということで、なっておりますけれども、14 工区と同様、客土による基盤整地を来月 7 月から施工いたしまして、順次表土戻しを行っていく工程ということで聞いております。なお入札不調の箇所については 6 月末、今月末に再入札を行うということで 17 工区で全体の 2 割程度でございます。それから、団体へ阿蘇市が行う部分でございますけれども、14 工区 17 工区に関してがすべて入札不調でございます。今後は単価の見直しでございますとかを用いまして、近日中に再入札を実施したいと考えてございますけれども、今後とも再入札後においても不調が続くようございますならば、一つの工区を分割して発注したりでありますとか、随契で行えるような部分の工区の配分を検討してまいりたいと思っております。それから 16 工区については、現在で五つの工区で現在計画をいたしております、3 工区が発注済みでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その入札不調の原因というのは、やはり見た目よりも内容がひどいということで、入札不調の原因は何でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 入札不調の原因でございますけれども、一つは施工業者さんが不足しているという状況でございます。従いましてマンパワーが非常に不足していると、国道 57 号の北側ルートの記事でありますとか、そのほかの県営事業、公共土木災そういった部分で先行して行っております復旧工事に業者さんがいっているということで、どうしても農地等の災害復旧まで行き着いてないという状況であると思っております。それと大規模な被害という点では、その区域については県営事業のほうで現在 14 工区 17 工区でお願いをしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君

○13 番（五嶋義行君） 大規模陥没のところに客土をしとるわけですが、大量な土がいるような状況で、その客土の土は買い土ですか、それともどこかの工事の廃土で来とるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、県営の 14 工区 17 工区で申し上げますと、14 工区で約 3 万 8,000 立米でございます。17 工区で 1 万 5,000 立米客土が必要になると聞いてございます。

主に南阿蘇村の客土を運搬しまして、客土として用いるということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君

○13番（五嶋義行君） それは以前の説明でありましたように、そういうどこかの工事の廃土であればそれだけ工事費が安く上がるからという話を聞いておりますので、その点は安く上がる方法の土ですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 県に確認しましたところ、約1立米5,000円程度ということで購入土ということでございますけれども、それを運搬費まで、持ってくる場所から搬入するまでの運搬距離もございますけれども、約5,000円程度ということでございまして、それを少なくとも抑えるために阿蘇市内の比較的表土が蓄積できる箇所を現在探しておりまして、そういったところにまず運搬しまして、そういった被災工事箇所の近くに堆積いたしまして、その都度運搬するという手法で少しでもコストを下げると、購入費を下げるということで5,000円からかなり下回るような単価で現在努力をさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） できるだけ工事費が安く上がるように、農家の負担が下がるような方向でお願いいたします。

3番目の有害鳥獣の被害調査の方法ということで、このことはある農家の人が有害鳥獣の被害、今たくさんあると。しかし、どうも市が発表しとる金額とか、県が国が発表しとるか、どうもあれぐらいの被害じゃない、うちんとは全滅しとるかとかという話でしたので、どういうその被害調査の方法をとっておるかお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 有害鳥獣の被害調査につきましては、国の農林水産業等にかかります被害防止のための特別措置に関する法律、国の法律でございますけれども、及び野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領に基づきまして、実施をいたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 具体的にどういう方法か。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 被害状況の把握にあたりましては、農業共済組合に照会を行わさせていただきとりまして、それ以外についてはJAでありますとか、農業関係機関に聞き取り等を行ってございます。場合によっては現地を市の職員で確認調査を回っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そこ辺の被害、共済組合とかには農家の方から共済組合に申告というか、被害の申告があった分が出てきておるだろうと。その申告漏れというかそういうのもまたかなり少しのところであつたりとかあると思いますので、そこら辺のところの調査、密

のある調査をお願いしたいと。

それから、次のジビエ肉に関してですが、イノシシとシカの野生の肉のことをジビエと言っていて、ここ数年非常に人気が高くなっております。そのジビエ肉に対する取り組みの全国的なものとか、その中で阿蘇市の取り組みとかその辺のことがわかれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 3番目のご質問でございます。ジビエ肉を活用するにあたりましては、当然解体処理加工施設が専門の施設が主要になってまいります。現在全国でこれは厚労省の調査結果でございますけれども、四百五十数箇所、全国で解体処理施設があるということで結果が出ております。捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点からは、非常にジビエの肉を活用した中山間地域の振興といった意味では、非常に有効ではあるかと思えますけれども、県内で申しますと約15箇所の施設があるということでございます。なかなかこうそういった面では、有害鳥獣をお金に買えるというような発想はいいかと思うんですが、基本的にデメリットといたしまして、捕獲頭数の安定供給ができるのかという問題が一つございます。それと捕獲者の高齢化であるとか、後継者不足が非常に顕著化して阿蘇市においても現在114の自治体の会員さんがいらっしゃいますけれども、こちらでも数年でかなり20名あたり減少しているような状況でございます。またこういった施設に持ち込むまでの運搬、食品衛生法だと思わなければならないけれども、捕獲して約1時間以内にそういった施設に持ち込むというようなのは原則であるようでございます。そういったその捕獲して運搬する手段、それから食肉処理、それを加工をどうしていくかと、それから実際一番問題が流通販売の問題でございますけれども、そういった非常に問題点があるような状況で、なかなかこう黒字化している自治体が少ないというふうに聞き及んでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 捕獲して1時間以内早ければ早いほどいいということですね、処理専用の車ですね、車があるということを知りました。その車の導入にあたってはまた補助もあると、そこ辺のところがあれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それとその運搬でございますとか、実際解体ができるような車両の導入が現在国でお示しされております。今年度、国のほうから農林水産業もですね、お示しをされてございますけれども、平成31年までに現在のジビエの利用拡大を倍増するということで、消費を倍増するというような動きに対して取り組みの支援が打ち出されてございます。具体的には来年度に全国で12箇所のモデル地区を公募によりまして選定するということでございまして。そちらに年間1千頭以上の処理ができるような処理加工施設を整備すると、こちらは市町村が実施主体になるかということで聞いてございます。それから先ほど申しました捕獲時の運搬に対する車両でございますとか車両の整備、それから実際加工施設で処理する前の前処理ということで、車両でそういった加工処理、解体ができるような車両、それからどうしても保存に時間が必要になってきますので、そういった保冷库等の導入も予定されているようなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そういった場合のその限度額とか補助率とか、わかれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） こちらのほうが、ごく最近に打ち出されたものでございますので、詳細については今年度夏を目途に詳しい要綱あたりが出てくるかというようなことで聞いてございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひ駆除隊員が120名ぐらいおりますので、その人たちの中からそういう処理を担当する人たちが出てくるような、阿蘇市としてもその方向性を非常にそういう鳥獣被害の多いところでもあります。聞くところによれば波野あたりでは、もう農業が続けられなくなるんじゃないかという話も出ておりますので、モデル地区に手を上げてやりましょうという意気込みを示してください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の国の示されている指針によりますと、先ほど言いました捕獲、運搬、加工、流通、消費までというふうな一連のシステムの打ち出しで必要な部分の支援でございますけれども、捕獲隊側、捕獲する側もメリットということで、利用拡大を誘導するために交付金単価を上げると見直していくという検討もされているようでございます。現在、阿蘇市の年間のイノシシでいいますと約800頭でございまして、年々増加傾向にあるようでございます。しかしながら、やはり800頭で採算に合うかどうかというのは、費用対効果の面からするとかなり精査する必要があるということでございます。それから、時期によってかなり個体の体重というか肉の付き方も違いますもんですから、それとその捕獲方法によっても、やはりその良質な肉が確保できる、それから歩留まりの問題、先ほど申しました歩留まりの問題も非常に大きな問題をクリアするところがございまして、今後はそういった国の打ち出されました指針にのっとった形で検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひそういう方向で、イノシシでもシカでもちゃんとした時期にとってちゃんとした処理をすれば、内臓までちゃんと処理ができます。立派な資源になりますので、今とるのはとっても補助金があるからある程度とるのはとりますが、その肉の扱い方ということに関しては、ちょっと山の神さんに申し訳がないような状況でありますので、資源を大切にいたしましょう。ありがとうございました。

最後の質問に行きます。下水道及び蘇水館の処理汚泥の量と処理にかかる費用ですか、そこから辺がわかれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問で、下水道の処理費分を申し上げます。昨年の平成28年度の年間で汚泥量が311t、その処理費用として436万7,980円と約440万円ほど

かかっております。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 市民課でございます。大阿蘇環境センター蘇水館で処理をしています阿蘇市分1日当たりの汚泥量、それから処理費用につきましては広域のほうに確認をいたしましたところ、平成26年度につきましては、し尿と浄化槽の汚泥量が1日当たり38k1、処理費用が32万9,000円でございます。平成27年度が37k1で32万1,000円でございます。以上です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 下水道汚泥についてちょっと聞きたいんですが、311tこれ480万円というのは堆肥に出したときの金額ですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 今のご質問でございますけれども、処理の方法としましては今コンポストというか有機肥料ということで、すべてそれで処理とさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） それを下水道汚泥は産廃を処理すると、産廃に出したときには大体どれぐらいかかるものですか。予想でいいです。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 産廃処理の場合でございますけれども、t当たり2万1,000円、それと今阿蘇市のほうで処理をお願いしているのがJAと豊後有機に処理をお願いしておりますけれども、そちらの単価がt当たり1万4,000円ということで処理をしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 今JAの堆肥所でつくっておる堆肥、評判はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） JAでの処理というのは汚泥だけじゃなくて、ほかの堆肥あたりとの混合というかそういうことでされておりまして、数年前はそこでは堆肥の賞とかをJAがもらわれたということで聞いております。評判としてはいいということで理解しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その堆肥所の周りの評判ですか、臭いがするとかせんとか、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 私のほうが、その周辺の聞き取り等がまだ情報を持っておりませんので、汚泥の処理ということで一応お願いしているところではあります、申し訳ありません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その汚泥処理のための堆肥場建設には、国の補助金が出ると思い

ますが、あの補助金の額はわかりますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 施設自体が農政事業でされたということで理解しております、下水道関係としては情報を持ち合わせませんで、申し訳ございませんけどわかりません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そのことは後から詳しく調べますが、下水道汚泥を処理をするという理由から堆肥所建設に対する国の補助金は出ていると。出るとの額については農政課長わかりますか。わからない。わかりました、それは後でわかります。それでは、蘇水館のほうについてちょっとその堆肥ですね、蘇水館の堆肥りんどうは評判がいいですか、値段が高いですか、安いですか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 蘇水館で販売しております余剰汚泥を乾燥、完熟して堆肥化しております皆さんご存知と思いますが、有機肥料りんどうでございます。10kg入り 100円で販売をいたしております、平成26年度が蘇水館で販売した合計が1万8,436袋でございます。平成27年度が2万4,051袋、100円ですので金額にすると百八十数万円になります。平成26年度に比べると平成27年度は販売量も伸びているので、評判はいいのではないかと推測されます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） キロ10円ですね。10kgが100円、キロ10円。違うところの下水道汚泥でつくった堆肥、キロ40円で販売しておりましたので、阿蘇市ももう少し値上げしていいのではないかと。その需給のバランスというのはどうですか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 申し訳ございません、蘇水館が直接販売をしているものですから在庫とかの需給バランスまではちょっと手元に資料がございませんので、またそちらは調査してお答えいたします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 大体バランスが取れるような漢字ではあったんです。元はただでやりましたもんね。それを袋詰めまでしてやるんだから袋代ぐらいもらいなせと。今考えてみると、もっとキロ20円ぐらいはもらえるかなと。いろいろと費用がたくさんかきむ蘇水館です。未来館も含めてですがね。そういう節約のために売れるものは売っていったほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 今議員が言われるとおり、大事な資源として再利用するというのは循環型社会の基本でございますので、どんどん活用して、少しでも私たち阿蘇市の負担増の抑制につながればと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 課長ありがとうございました。本当に資源です。シカもイノシシも

糞尿のかすも資源になりますので、売れるものは売っていくとそういう精神でやっていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終了いたしました。

以上で、一般質問を終わります。

## 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、平成 29 年第 2 回阿蘇市議会定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。第 2 回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は 6 月 2 日開会以来、本日まで 15 日間にわたり提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしました。無事閉会の運びとなりましたことは、皆様方とともに誠に同慶に耐えません。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりまして、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

終わりにりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員、そして執行部各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。どうもお疲れでございました。

以上をもちまして閉会いたします。

午後 2 時 13 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 29 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員